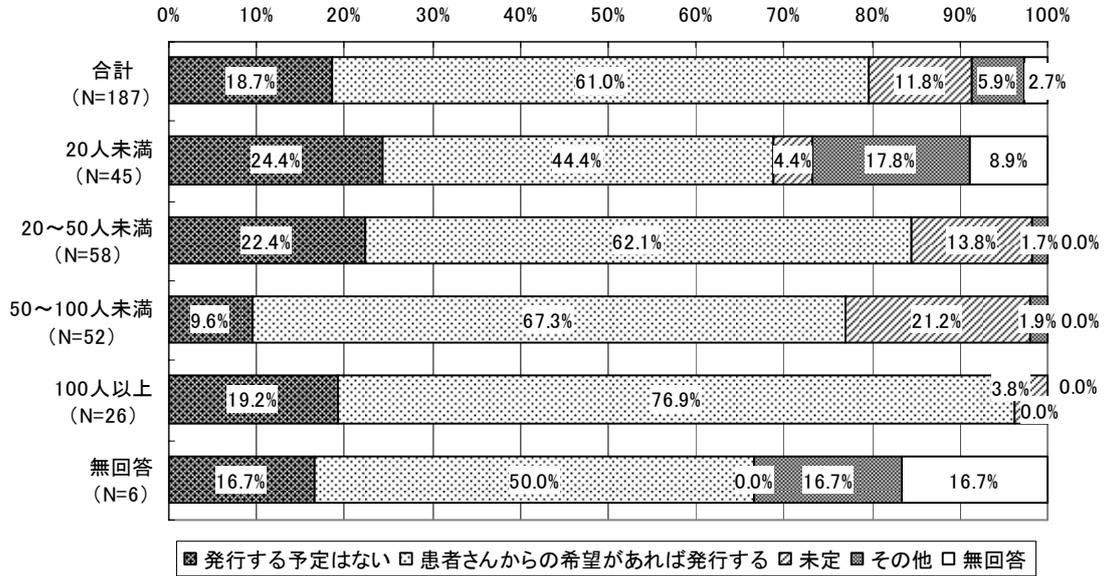
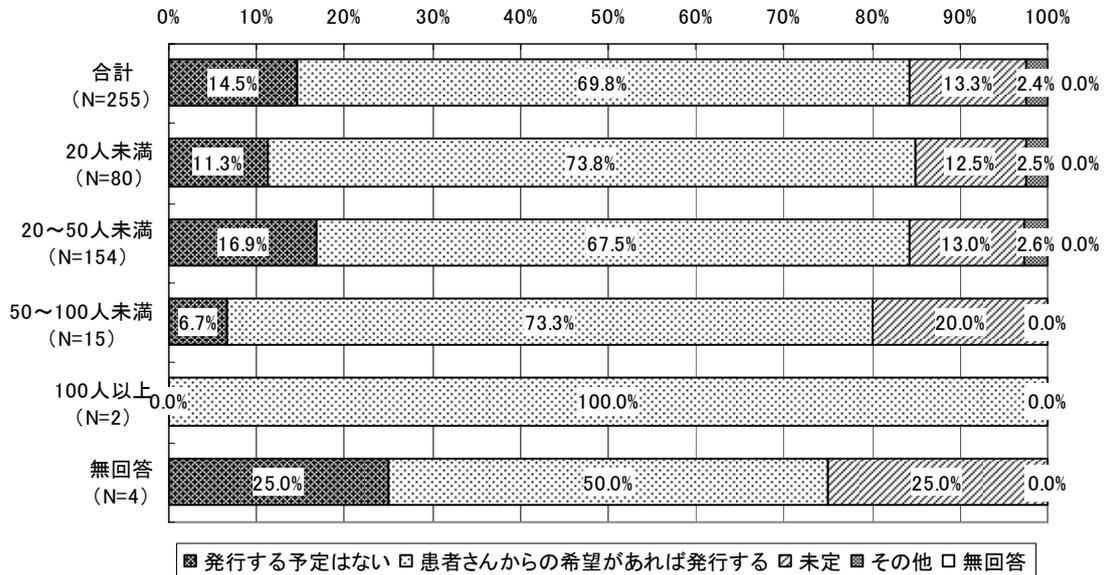


図表 71 今後の方針（外来患者数別：診療所）



図表 72 今後の方針（外来患者数別：歯科診療所）



## 6. まとめ

- ・ 領収証について発行時期別に対応施設の累積割合をみると、診療報酬が改定された平成18年4月を境に増加して、体制未整備による猶予期間が終了した平成18年10月以降では100%となっている（図表15）。
- ・ 平成18年9月までの領収証の発行状況は「全ての患者さんに発行していた」がどの施設でも最も多いが、病院（86.0%）、保険薬局（69.8%）、診療所（59.2%）、歯科診療所（40.6%）と施設種別ごとに差がある（図表19）。
- ・ 個別診療報酬点数の算定項目がわかる明細書への対応は概ね5割前後であるが、病院は64.8%とやや高かった（図表20）。
- ・ 明細書に関する患者さんへの周知方法とその具体的な明細書発行に関する患者さんへの周知内容はどちらも「特に何も周知していない」が約75%で最も多かった（図表25、図表32）。
- ・ 明細書を発行している施設について、発行時期別に対応施設の累積割合をみると、診療報酬が改定された平成18年4月を境に急増している（図表38）。
- ・ 明細書の発行状況は、全体では「希望があれば、希望した患者さんすべてに発行している」（42.9%）、「全ての患者さんに発行している」（40.3%）がほぼ同数であるが、病院については、他の施設と比べ「希望があれば発行しているが、治療上の理由などで差し支えのある場合には発行を断ることもある」の回答割合が26.0%と高いため「全ての患者さんに発行している」（20.7%）は低くなっている（図表41）。
- ・ 明細書の発行方法は「レセプトと同じものを発行している」が26.8%、「専用の様式で発行している」が61.3%であった（図表42）。
- ・ 費用徴収の有無は、「費用を徴収していない」が約90%である（図表43）。対象サンプル数は少ないが、徴収額についてみると、施設ごとの最多価格帯は異なっている（図表54）。
- ・ 明細書を発行していない理由は「希望する患者さんが少ない」が約7割と多いが（図表62）、今後の方針では「患者さんからの希望があれば発行する」が最も多く全体の約7割を占める（図表68）。
- ・ 患者さんからの明細書発行の要求の有無は、「まったくない」が86.4%と多い（図表67）。